



平成22年3月31日

各 位

株式会社ソフィアホールディングス

代表取締役社長 飯田 裕樹

(コード番号 6942)

問合せ先 人事総務部 マネージャー

岡田 正徳

(Tel:03-5368-8883)

和解による訴訟の解決に関するお知らせ

弊社 100%子会社であります株式会社ソフィアモバイル（東京都港区 代表取締役社長志村 明彦、以下「ソフィアモバイル」という）が、平成20年12月に、春日電機株式会社（東京都三鷹市 平成21年7月17日更生開始決定。以下「春日電機」という）に対して提起しておりました売買代金請求訴訟および損害賠償請求訴訟（以下両訴訟を併せ「本訴訟」といいます。平成20年12月9日付「弊社子会社における訴訟提起（売掛金支払請求）に関するお知らせ」）について、平成22年3月30日付で同社管財人との間で裁判上の和解が成立いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成20年10月、ソフィアモバイルは、春日電機に対し、春日電機を買主、ソフィアモバイルを売主とする売買契約（以下「本売買契約」という）上の代金の支払いを求めましたが、春日電機が本売買契約の目的物である商品の存在を否定し、代金の支払いを拒絶したことから、ソフィアモバイルは平成20年12月、春日電機の債権及び動産に対する仮差押命令を申し立てるとともに（平成20年12月12日付「春日電機株式会社に対する仮差押決定とその執行に関するお知らせ」）春日電機らを被告とする売買代金請求訴訟を提起いたしました。併せて、春日電機が本売買契約を架空取引であるかの如く開示したことによりソフィアモバイルの名誉が棄損されたとして損害賠償請求訴訟を提起するに至りました。

その後、本訴訟においては多数回に渡り期日を重ねましたが、売買代金請求訴訟において担当裁判所より次の事情等を考慮した事実上の和解勧告があり、ソフィアモバイルとしても、長期化による営業活動上のデメリットなども勘案し、早期に解決することが最も望ましいことと考え、和解の内容を受け入れ、本訴訟を終結させることと致しました。

(次の各号の記載は担当裁判所作成の和解調書より抜粋)

- (1) ソフィアモバイルは、ANY1株式会社(以下「ANY1」という。)及び春日電機前代表者篠原猛から依頼され、ANY1が実質的な売主、春日電機が実質的な買主となる取引において商社的機能を担うため、ANY1との間ではANY1製造の無線決済用端末3000台(以下「本件商品」という。)の買主、春日電機との間では本件商品の売主となる旨の契約を締結し、ANY1に対し本件商品の売買代金として約1億5000万円を支払った。しかし、ANY1が供給すべき売買契約の目的である本件商品はその一部しか存在を確認できず、ANY1とソフィアモバイルとの間の売買契約及びソフィアモバイルと春日電機との間の売買契約は、ソフィアモバイルの関与のないところでANY1と篠原により作出された実態のない取引である可能性が極めて濃厚であること。
- (2) ソフィアモバイルと春日電機との間の売買契約の目的である本件商品はその一部しか存在を確認できておらず、ソフィアモバイルが春日電機に対して本件商品のすべてを引き渡すことが不可能であること。
- (3) 本訴訟は平成20年12月に提訴され、すでに1年3か月を経過し、提訴後の平成21年7月17日、東京地方裁判所において、春日電機につき更生開始決定がされ、更生手続の遂行のためにも早期の解決が望まれること。

2. 和解内容

- ・春日電機管財人は、ソフィアモバイルが春日電機に対して6000万円の更生債権を有していることを認める。(※注)
- ・ソフィアモバイルは、本和解成立後、直ちに、春日電機管財人を被告とする損害賠償請求訴訟を取り下げ、春日電機管財人はこれに同意する。

※注…ソフィアモバイルは訴訟の提起段階では本件商品3000台分の約1億5000万円の支払を求めておりましたが、春日電機に更生開始決定がなされたことを受け、平成21年10月26日、うち本件商品1000台分については契約を解除しております。よって、本和解成立の時点での請求金額は約1億円となっております。

3. 業績に与える影響

現時点においては、本和解の成立が当社又は当社グループの業績予想に与える影響はございません。今後、春日電機の更生手続きの進展に伴い、業績予想への影響が明らかになった場合には、速やかに開示して参ります。

以上